

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特別使用の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市岩槻人形博物館条例・さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則
条 項		条例 6 条・規則第 3 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館 (電話：048-749-0223)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当すると認めるときは、特別使用を許可しない。 (1)博物館の設置の目的に寄与すると認められないとき。 (2)人形資料の保存に影響を及ぼすおそれがあるとき。 (3)人形資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (5)前各号に掲げるもののほか、特別使用をすることが適当でないと認めるとき。
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
備 考		